

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	66 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	46 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から53年11月まで

私は、昭和54年2月に結婚した後、夫から国民年金に加入し20歳から未納となっていた国民年金保険料を納付するように勧められたことから、区役所で国民年金の加入手続を行い、特例納付制度について説明を受けた。その後、区役所に現金を持参し、申立期間の保険料として47万円から48万円ぐらいをまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月に結婚をした後、その夫から、国民年金に加入するように勧められたことから、区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後間もなく申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年7月頃と推認でき、保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期である上、申立人は、43年\*月から国民年金の強制加入被保険者であることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について、第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立期間当時、申立人が居住していた区の区役所では「当時、区役所内で特例納付保険料を納付することは可能であった。」と回答していることから、申立人の主張に不自然な点は無く、申立人に国民年金の加入手続

及び 20 歳から未納となっていた国民年金保険料を納付するように勧めたとするその夫は、「私が、妻（申立人）に国民年金に加入し、20 歳からの未納保険料を納付するように勧めた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、付加年金に加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、昭和50年9月末に会社を退職し半年ぐらいたってから、母親に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、後日届いた納付書により金融機関で遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月末に会社を退職した後に、国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、金融機関で遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、51年7月と推認でき、その時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）は、昭和50年9月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料を金融機関で納付していたと聞いていた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から53年10月まで

私は、時期は不明だが、結婚後に夫から勧められたので、国民年金に加入した。

国民年金保険料は、当初は自宅に来ていた集金人へ保険料を納付すると国民年金手帳に何かを押してくれていたが、途中から領収書に変わった。

申立期間の国民年金保険料の納付については、詳しいことは記憶していないが、私は国民年金に加入してから、やめたり加入し直したりした記憶は無く、続けて保険料を納付してきたと思う。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料について、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、納付済みとされているにもかかわらず、オンライン記録では未加入期間とされている。このような場合、未加入期間とした月の保険料については、過誤納であり、その理由を示して保険料の還付を行う必要があるが、同年同月の保険料が、申立人へ還付された記録も見当たらず、当該保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和48年4月から53年10月までの期間について、申立人は、国民年金に加入してから、やめたり加入し直したりしたことはなく、続けて国民年金保険料を納付していたと思うと述べるのみで、

具体的な証言を得ることはできず、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和 53 年 11 月 21 日に再度、国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、申立人の、国民年金に加入してからやめたり加入し直したりした記憶は無いとする主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月から同年 6 月までの期間、55 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 6 月まで  
② 昭和 46 年 1 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 49 年 1 月から 51 年 3 月まで  
④ 昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月まで  
⑤ 昭和 54 年 4 月から 55 年 9 月まで  
⑥ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 45 年 3 月頃に、夫が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料の納付については、全く憶<sup>おぼ</sup>えていないが、申立期間当時は、夫の経営する店の業績が最も良い時期であったので、仮に、保険料の未納があった場合は、督促と併せて納付書が再送され、その納付書を使って保険料を納付したはずである。

申立期間当時、国民年金保険料の免除の制度があることを知らなかったため、保険料の免除の申請手続を行ったこともないし、仮に、行ったとしても、当時の私たち夫婦の所得では、免除は認めてもらえなかったと思う。

申立期間①、②、③、⑤及び⑥の国民年金保険料が未納とされ、申立期間④が申請免除期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和 45 年 3 月頃に、その夫が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳は、同年同月に発行されてい

ることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認され、申立期間①直後の同年7月から同年12月までの国民年金保険料が納付済みとされていることを勘案すると、加入当初の4か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間⑤のうち、昭和55年4月から同年9月までの期間について、当該期間の申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされている上、下記のとおり、当該期間と同年度である申立期間⑥の保険料は納付されていたものと推認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間⑥について、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間⑥の保険料が未納とされているのは不自然である上、当該期間のその夫の保険料は納付済みとされている。

- 2 一方、申立期間②について、i) 申立人は、昭和46年3月に、A区からB区に転居しているが、申立人の特殊台帳は、48年7月に、A区を管轄する社会保険事務所（当時）からB区を管轄する社会保険事務所に移管されていることが確認できること、ii) 申立人の特殊台帳の昭和46年度及び47年度の摘要欄には、「48納付書」のゴム印が押されており、48年度に46年度及び47年度の国民年金保険料の納付書が発行されたものと推認できることから、申立人が、申立期間②当時に保険料を納付していたとは考えにくい上、申立期間②直後の昭和46年10月から48年3月までの保険料は、過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できるが、申立期間②の保険料が、過年度納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間③について、i) 申立期間③のうち、昭和49年1月から50年3月までの申立人の夫の国民年金保険料は未納とされていること、ii) 申立人の特殊台帳の昭和50年度の摘要欄には、「52納付書」のゴム印が押されており、52年度に50年度の保険料の納付書が発行されたものと推認できることから、申立人が、50年度当時に、保険料を納付していたとは考えにくいこと、iii) 申立人の夫の特殊台帳の51年度の摘要欄には、「52納付書」のゴム印が押されているが、その夫の51年度の保険料は未納とされていることから、申立期間③の保険料が、納付されていたとは考えにくい。

さらに、申立期間④について、申立人の特殊台帳の昭和51年度、52年度及び53年度の国民年金保険料の納付記録欄には、当該期間の保険料が免除されたことを示すゴム印が押されており、この記録に不自然な点は認め

られない。

加えて、申立期間⑤のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間について、i) 申立人の特殊台帳の昭和 54 年度の摘要欄には、「55 納付書」のゴム印が押されており、55 年度に 54 年度の国民年金保険料の納付書が発行されたものと推認できることから、申立人が、54 年度当時に、保険料を納付していたとは考えにくいこと、ii) 申立人の夫の特殊台帳の 54 年度の摘要欄には、「55 納付書」のゴム印が押されているが、その夫の 54 年度の保険料は未納とされていることから、申立期間⑤のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料が納付されていたとは考えにくい。

その上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が定かではない上、申立期間②、③、④及び⑤のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月から同年 6 月までの期間、55 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月から55年3月まで  
② 昭和57年3月

私は、昭和52年11月当時、大学生だったが、家に来ていた集金人から、国民年金の加入を勧められたので、私の母親が当時居住していた区の区役所の支所で、私の国民年金の加入手続を行い、その集金人に母親自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を、私が就職する55年3月まで納付していた。

会社を退職した昭和57年3月頃、私は、区役所の支所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料については、母親から、納付場所等は不明だが、私が結婚するまで、母親が自身の保険料と一緒に納付してくれていたと聞いていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人は、昭和57年3月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、加入当初の1か月のみ、国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、保険料を完納しており、昭和56年4月からは、付加年金にも加入していることから、国民年金への意識及び保険料の納付意識は高かったものと思われ、申立期間②の保険料を納付

したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとするその母親からは、病気のため証言を得ることができないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①当時大学生であった申立人を、その母親が国民年金に加入させたと述べているが、1で述べたとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は、昭和57年3月と推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間①当時学生であり、国民年金の任意加入期間となることから、当該期間については、推認される加入手続時点において、遡って国民年金の被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできず、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年3月まで  
② 昭和61年3月

私は勤務先を退職した昭和57年1月頃、国民年金の加入手続を市役所で行った。その際発行された年金手帳を現在所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が手元の10万円ほどのの中から納付書によりまとめて納付した。納付場所及び保険料の納付額は憶<sup>おぼ</sup>えていない。私は、手元に10万円ほどのお金をいつも用意しており、納付書が送付されてくれば必ず納付していた。厚生年金保険から国民年金への変更手続は必ず行い、未納の無いように保険料を払っていたので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、手元の10万円ほどの資金の中から納付書でまとめて納付したと述べており、オンライン記録において、昭和61年8月18日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、その時点において、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立期間①は9か月、申立期間②は1か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、当該期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、保険料を納付することが困難であったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 4 月に社会人になったが、厚生年金保険の適用事業所に就職しなかったため、母親から強く国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入した。国民年金の加入手続は自分自身が行い、国民年金保険料については未納にしないよう納付をしていたと思っていた。

未納とされている申立期間の国民年金保険料については、いつ、どのように納付したか思い出せないが、納付を促す通知などを受け取ったとすれば、必ず納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、昭和 59 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点で、申立期間の国民年金保険料は、時効にかからず納付することが可能であり、現に、オンライン記録では、同年 12 月に申立人に過年度納付書が発行されている。申立人は、当該納付書については、はっきりとした記憶が無いとしているものの、未納の通知等をもらえば、その母親に相談し、必ず納付したはずであるとしている。申立人の母親は、53 年から国民年金に任意加入し、保険料を納付しており、国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったと認められることを踏まえると、申立人に納付を勧めたと考えても不自然ではなく、申立人が母親の勧めに従い、当該納付書により当該期間の保険料を納付した可能性は否定できない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立人は、当該期間

を除き国民年金保険料の未納は無く、国民年金被保険者名簿から、国民年金加入手続後の保険料は定期的に納付されていた様子うかがえ、申立人自身の保険料の納付意識の高さも認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私と妻は夫婦共に国民年金に加入してからは、妻が自宅に来る自治会の婦人会の集金人へ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後、口座振替により保険料を納付していた。

夫婦共に不在のときは、婦人会の集金人が翌日又は 2、3 日後に再び集金に来てくれたので、必ずその集金人に国民年金保険料を納付した。

私は、妻が国民年金保険料を未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻自身が国民年金の加入手続を行ってから、申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人夫婦は申立期間①及び②を除き、国民年金の加入期間中に保険料の未納は無いことから、申立人の妻の国民年金への関心及び保険料の納付意識が高かったと認められる。

申立期間②について、オンライン記録では、昭和 62 年 10 月に、申立人に過年度納付書が発行されており、国民年金保険料の納付意識が高かったその妻が、当該期間前後の期間の保険料を納付しているにもかかわらず、納付書が発行されているわずか 3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、これに先立つ申立期間①についても、申立期間②と同様、過年度納付書が発行されたと考えて不合理ではないことに加え、申立期間①も申立期間②と同じく、3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付

済みであることを踏まえると、申立人の妻が申立期間①の保険料を納付していたと考えることも特段不合理ではない。

さらに、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人夫婦の住所及び職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私と夫は夫婦共に国民年金に加入してからは、私が自宅に来る自治会の婦人会の集金人へ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後、口座振替により保険料を納付していた。

夫婦共に不在のときは、婦人会の集金人が翌日又は 2、3 日後に再び集金に来てくれたので、必ずその集金人に国民年金保険料を納付した。

私は、国民年金保険料を未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ってから、申立期間①及び②を除き、290 か月以上の国民年金の加入期間中に国民年金保険料の未納は無いことに加え、申立人が国民年金に加入して以降、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫についても、申立人と同様、申立期間を除いて保険料が納付済みであることから、申立人の国民年金への関心及び保険料の納付意識は高かったと認められる。

申立期間②について、オンライン記録では、昭和 62 年 10 月に、申立人に過年度納付書が発行されており、国民年金保険料の納付意識が高かった申立人が、当該期間前後の期間の保険料を納付しているにもかかわらず、納付書が発行されているわずか 3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、これに先立つ申立期間①についても、申立期間②と同様、過年度納

付書が発行されたと考えて不合理ではないことに加え、申立期間①も申立期間②と同じく、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

さらに、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人夫婦の住所及び職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月

私が20歳になった昭和55年\*月に、父親が、町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまで、私の国民年金保険料を納付してくれた。今回、年金事務所から、申立期間の保険料は、既に還付されていると説明されたが、私は、申立期間の保険料の領収証書を所持している上、父親から、申立期間の保険料が還付されたという話も聞いたことがないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和55年\*月に、その父親が、町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が就職するまで、申立人の国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているところ、申立期間直前の56年2月及び申立期間の保険料は、同年3月に、口座振替により納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認できる。

また、申立人の国民年金の被保険者資格喪失時期は、一旦は、昭和56年3月とされていたが、その後、同年4月に訂正されていることが、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、申立人が同年3月に被保険者資格を喪失した旨の記載は無いことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと推認される。

さらに、申立人の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料が還付された旨の記載があるが、上記のとおり、その当時、申立期間は国民年金の被保険者期間であったものと考えられ、申立期間の保険料を還付すべき事由が見当たらないことを勘案すると、申立期間は、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤って還付手続きが行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年10月まで

私は、昭和46年3月に、将来を考えて、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の妻が、未納が無いように毎月市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その妻が納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年同月頃と推認でき、申立人の主張する加入時期と一致する上、加入手続を行ったにもかかわらず、7か月と短期間である申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、「私が、夫（申立人）の保険料を未納が無いように、毎月市役所で納付していた。」旨、証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年4月1日、資格喪失日が21年8月1日とされ、当該期間のうち、19年4月1日から20年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間のうち、19年4月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び同年9月1日から20年9月1日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法に基づき、申立人の同社における資格取得日を19年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、19年4月から同年7月までは32万円、同年8月は30万円とし、同年9月から20年8月までは、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までについて、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが認められることから、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成19年4月から同年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から20年9月1日まで  
② 平成20年9月1日から21年8月1日まで

私は、平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 7 月 31 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は 19 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までは 75 条該当として給付に反映する期間となっていない。また、同年 9 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までの期間についても標準報酬月額が異なっているようである。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、B 健康保険組合の申立人に係る加入期間についての回答及び A 社が保管する賃金台帳から、申立人は同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成 19 年 4 月から同年 7 月までは上記の賃金台帳で確認できる保険料控除額から 32 万円、同年 8 月は報酬月額から 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間について、上記の賃金台帳から、申立人は当該期間においてもA社に継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までにおいて申立人は標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人は、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められ、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、30万円と記録されている。

しかし、上記の賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和22年1月1日から23年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年6月1日から同年7月1日まで  
② 昭和22年1月1日から23年9月1日まで

母は、昭和17年10月から33年7月までC社（現在は、D社）及び同社の関連会社のA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。申立期間①及び②について、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された人事記録、在籍証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和21年6月1日に、C社からA社に異動）、当該期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年7月の社会保険事務所の記録から、420円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無く不明としており、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の人事記録、在籍証明書及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和22年1月1日と記載されているものの、同日において標準報酬月額の変更の記録が確認でき、当該記録を前提とすると事業主が申立人の資格喪失日を同日として届け出たとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人を除く15名についても、昭和22年1月1日の標準報酬月額の変更の記録及び同日における資格喪失の記載が確認できるが、当該16名のうち、オンライン記録において名前が確認できる11名の資格喪失日を調査したところ、そのうちの6名のオンライン記録における資格喪失日は23年9月1日と記録されており、上記被保険者名簿とオンライン記録は相違していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において確認できる申立人の昭和22年1月の標準報酬月額の等級の記載から、600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から同年8月13日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間における労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年8月まで

夫は、昭和12年からA社（現在は、B社）に勤務し、同社に在職中の18年3月に召集され終戦まで在職していたが、年金事務所で調査してもらったところ申立期間の厚生年金記録が無い。夫は既に死亡しており、当時の同僚の名前などは分からないが、同社に在職中の17年に長男が生まれていることから、当時勤務していたという記憶は間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年6月1日から同年8月13日までの期間については、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と生年月日が一致し、氏名の漢字表記が一部異なる、基礎年金番号に統合されていないA社に係る労働者年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は同年8月13日）が確認できる。

また、勤務先や仕事内容に係る申立人の妻の具体的な供述と同僚の供述が一致することから、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 13 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳により、120 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 17 年 8 月 13 日から 20 年 8 月までの期間について、申立人の妻は、在職中に応召し、応召中もしばらくの間は A 社から給与が支給されていたと主張しているところ、陸軍戦時名簿から、申立人が 18 年 3 月 26 日に陸軍に応召していることが確認できるが、B 社は、当該期間当時の資料を保管しておらず、申立人の当該期間における在籍については不明と回答している上、当該期間に被保険者記録のある複数の同僚に照会するも、当該期間に申立人が A 社に勤務し、在職中に応召したことなど申立人に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年9月1日から4年7月31日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月21日から同年4月1日まで  
② 平成2年4月1日から同年5月1日まで  
③ 平成3年7月1日から同年9月1日まで  
④ 平成3年9月1日から4年10月1日まで

申立期間①は、新しくG社（後に、C社）を作るということで入社し、給与は同社からもらっていた。給与明細書は無いが、給与から社会保険料を控除されていた。

申立期間②は、C社から、平成2年4月1日付けでD社に移り、当該期間は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた。

申立期間③は、平成3年5月頃にE社が新しい会社を作ることになり、既存の会社を買い取り、A社を設立した。同年7月及び同年8月は、E社から給与が支給されており、同社の事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた。

申立期間④は、平成4年9月末までA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が異なっている上、標準報酬月額が実際の給与額と著しく異なっている。

申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、オンライン記録において、申立人の平成3年9月から4年6月までの標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年7月31日より後の5年4月22日付けで、遡って8万円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人のA社における資格喪失日は平成4年7月31日となっているが、当該喪失日に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年7月31日より後の同年10月12日付けで同年9月26日として処理された後、5年4月22日付けで、4年7月31日に訂正されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「A社は、社会保険事務所（当時）から呼出しを受け、遡って厚生年金保険を脱退したと聞いている。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録及び申立人が所持する平成4年分源泉徴収票から、申立人は、A社を同年9月30日に退職したことが確認できる上、申立人の報酬月額は、上記の訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬月額であったことがうかがえる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚は、申立人はF部署部長で、社会保険事務には携わっていなかったと述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間④に係る申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び標準報酬月額について、有効な記録訂正の処理であったとは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を雇用保険における離職日の翌日である平成4年10月1日に訂正し、3年9月から4年9月までの標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円と訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間①について、申立人が提出した源泉徴収票及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてC社の前身であるG社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、G社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日であることが確認でき、当時の事業主及び社会保険事務の担当者も、「厚生年金保険の適用事業所になったのは平成元年4月1日からである。」と述べている。

また、同僚の一人は、「入社して3か月間は厚生年金保険に加入できない旨を社長より伝えられ、自身で国民年金に加入した記憶がある。」と述べており、オンライン記録から、当該同僚及び事業主は、当該期間に国民

年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が所持している平成元年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された保険料額からは、当該期間における厚生年金保険料控除をうかがうことができない。

申立期間②について、申立人が提出したD社に係る退職証明書の記述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在が不明のため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚は、自身の記憶する入社日は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日より1か月から2か月前である旨を述べている。

申立期間③について、申立人が所持している平成3年分の源泉徴収票の記述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年9月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日より前である申立期間③は、E社から給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと述べているが、前述の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された保険料額は、A社における平成3年9月から同年12月までの健康保険料及び厚生年金保険料並びに同年8月から同年12月までの雇用保険料相当額の合計額にほぼ一致している。

さらに、H社（E社の変更前の商号）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びE社と同一事業主で同一所在地にあったI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の縦覧調査によっても申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成7年6月1日から8年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年6月から同年12月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月1日から10年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年1月から10年7月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月30日から同年5月1日まで  
② 平成7年6月1日から8年1月1日まで  
③ 平成8年1月1日から10年8月1日まで

私は、平成2年4月4日から7年4月30日までA社に継続して勤務していた。同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給与明細書を提出するので当該期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

また、関連会社のB社に勤務していた申立期間②及びA社に勤務していた申立期間③の標準報酬月額が、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額に比べ低額となっている。給与明細書を提出するので当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与明細書及び事業主の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書によって確認できる厚生年金保険料の控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が確認できないため不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間において、標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料をB社の事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は当時の資料が確認できないため不明としているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間の全期間において一致していないことから、同社の事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、同社の事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、

当該期間において、標準報酬月額 50 万円に基づく厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主は当時の資料が確認できないため不明としているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、当該期間の全期間において一致していないことから、同社の事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、同社の事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月16日に、資格喪失日に係る記録を49年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、44年9月は2万円、49年6月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和44年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和49年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から同年10月1日まで  
② 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和44年9月からA社に勤務し、給料も受け取って厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者記録は同年10月1日からとなっている。

また、A社には、昭和49年6月30日まで勤務し、同年6月の給料からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の被保険者期間は同年6月30日までとなっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の昭和44年9月及び49年6月に係る給料支払明細書から、申立人が44年9月16日から49年7月1日までの期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、A社の事業主は、厚生年金保険料は当月控除であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から確認できる報酬月額から、昭和44年9月は2万円、49年6月は8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年4月1日から同年7月1日までの期間、15年4月1日から同年6月2日までの期間及び同年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年4月から同年6月までは18万円、15年4月、同年5月、同年8月及び同年9月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成15年6月2日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年6月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月29日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から15年6月2日まで  
② 平成15年6月2日から同年8月1日まで

③ 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 4 月 29 日まで

④ 平成 16 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）を通して自身の厚生年金保険の被保険者記録を調べた結果、A社及びB社に勤務していた申立期間①及び③について、実際の標準報酬月額と異なる記録になっていることが分かったので、調査し、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②及び④については、オンライン記録では、国民年金の納付済期間となっているが、当該期間はB社に勤務しており、所持している給与明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されている旨の記載があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、申立人の所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び③のうち、平成 14 年 4 月から同年 6 月までは 18 万円、15 年 4 月、同年 5 月、同年 8 月及び同年 9 月は 15 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①及び③のうち、平成 14 年 7 月から 15 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 16 年 2 月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（11 万 8,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11 万 8,000 円）を上回っておらず、同年 3 月については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11 万 8,000 円）より低額であることから、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間①及び③のうち、平成 14 年 4 月から同年 6 月までの期間、15 年 4 月、同年 5 月、同年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、A社及びB社の元代表取締役から回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人及び同僚の供述並びに申立人の所持する平成 15 年 6 月分及び同年 7 月分の給与明細書から、申立人が、当該期間において B 社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給与明細書により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、平成 15 年 6 月分から、給与明細書に記載されている社名がそれまでの A 社から B 社に変更されていることが確認できること、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が 12 年 9 月 1 日となっていること、及び申立人が所持する同年 9 月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることを踏まえると、B 社の厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間④について、申立人が所持する平成 16 年 4 月分の給与明細書の給与支給総額は、それより前の給与支給総額に比べ大幅な変動が見られない上に、「労働日数 24」、「出勤日数 24」、「欠勤日数 0」と記載されていることから、申立人が、当該期間に継続して B 社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成 16 年 4 月分の給与明細書により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、前述のとおり、B 社においては厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②及び④において、B 社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖事項全部証明書から、同社は、当該期間において、法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間②及び④の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、平成 15 年 6 月及び同年 7 月は 15 万円、16 年 4 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、B 社は既に解散しており、元代表取締役からも

回答を得ることができないものの、同社は、申立期間②及び④において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 6303

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社に入社した1か月後に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成17年12月分賞与に係る給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与に係る給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年3月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年の6か月間  
② 昭和51年6月30日から56年5月1日まで  
③ 昭和58年3月頃から61年2月頃まで

私は、昭和46年頃に半年間ぐらいA社が経営するB事業所でC職に従事していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、D社及びE社で取締役になっていた期間のうち、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。関連会社のF社で代表取締役に就いていた期間でもあるが、同社では社会保険の手続きは行っておらず、D社及びE社と一緒に手続きをしていたはずである。

さらに、昭和58年3月頃から61年2月頃までは、G社及びH社に勤務していたが、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が異なるものの、申立人と同姓同名の者が、昭和46年3月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月5日に同被保険者資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記の被保険者名簿に記載されている生年月日は、申立人が自身

の生年月日として誤って記憶していたとする年月日と同一である上、申立人が当該期間より前に被保険者となっている事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている生年月日と同一であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からその氏名が確認できる上、当該同僚の供述内容と申立人の記憶内容が一致している。

なお、申立人はB事業所に6か月ぐらい勤務していたと述べており、上記の同僚も、申立人は昭和46年1月ぐらいから勤務していたと記憶しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年3月19日であり、それより前の期間において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年3月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、商業登記簿謄本から、申立人が当該期間においてD社及びE社の取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人がD社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年6月30日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と一致している上、同社の元事業主は、同日に国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和54年11月1日より後の56年5月1日に、申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格取得をしていることについて、元事業主は、「申立人の資格取得が遅れたのは、申立人が代表取締役をしていたF社の解散及び店舗の引き上げ等が理由だと思う。」と述べている。

申立期間③について、申立人が所持している給与明細書、G社に在籍しH社の給与計算を担当していた者の証言及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間においてG社の関連会社のH社に勤務していたことが認められる。

しかし、H社の給与計算を担当していた者は、「H社は厚生年金保険には加入しておらず、労働保険事務組合を介して国民年金に加入していた。国民年金保険料は、事業主と被保険者が折半しており、その額を給与明細書の厚生年金保険欄に記入していた。」と述べているところ、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険欄に記載されている金額は、申立期間③当時の国民年金保険料の二分の一の額であることが確認できる上、オンラ

イン記録から、給与明細書がある期間において、申立人は国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6305

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 8 日から 43 年 4 月 21 日まで  
日本年金機構から送付されてきた通知で、A社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として既に支給済みであることを初めて知った。  
申立期間当時、脱退手当金という給付制度を知らず、受給したとの記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和45年8月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年6月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされてはならず、未請求となっているが、申立人が脱退手当金を請求した場合、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6306

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 30 日から 39 年 8 月 21 日まで  
申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知ったが、私は、脱退手当金を受け取っていないので申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和 40 年 5 月 25 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 39 年 5 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間当時、申立てに係る事業所において社会保険事務を担当していた者は、「当時、脱退手当金について説明したり、代理請求の受任はしていない。」と証言している。

さらに、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前 3 ページ及び後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年の前後 2 年に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め 9 名であるところ、申立人以外の 8 名の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6307

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を5年1月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年5月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から16年2月1日まで  
② 平成16年2月1日から同年3月21日まで

私は、平成元年4月1日から16年3月21日まで、A社において、B職として勤務していた。当時の給与明細書は無いが、預金通帳で確認できる入金額からみても、明らかに給与額に見合う標準報酬月額となっていないので、当該期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、平成16年2月1日から同年3月21日までの記録がC社となっているが、仕事内容も勤務地も申立期間において変更は無かったので、こちらについても併せて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年1月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年3月までは12万6,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、5年1月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録

の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年5月までは12万6,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成6年6月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間①のうち、平成元年4月1日から5年1月1日までの期間及び6年6月1日から16年2月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する給与支給額に基づく標準報酬月額と比較して低い額に記録されている。

しかし、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無いことから、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、オンライン記録における標準報酬月額を超える給与支給額であるものの、控除されている厚生年金保険料額はオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社はA社の関連会社であり、勤務地及び仕事内容も変わらなかったことから、給与支給額も同社と同じ額であったと述べている。

しかし、C社と合併したD社の事業主は、「C社の資料が無いため、申立人に係る給与支給額や厚生年金保険料控除額について不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該期間については、遡った記録の訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和38年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から38年10月1日まで  
私は、B社の被保険者期間であった昭和31年12月21日から32年9月20日までの期間及びA社の被保険者期間であった38年10月1日から43年10月1日までの期間の脱退手当金を平成9年に受け取ったが、同社には34年7月1日から勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿から、申立人が、申立期間のうち、昭和36年10月1日から38年10月1日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録における申立人のA社における資格取得日は、昭和38年10月1日となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は同年4月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人と同日の昭和38年4月1日に資格取得している同僚が複数存在するところ、当該同僚のオンライン記録における資格取得日は、全て同日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和38年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の被保険者記録から3万3,000円とすることが妥当である。

一方、昭和34年7月1日から38年4月1日までの期間について、A社は同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、昭和37年4月から38年3月までは国民年金に加入している上、同社の同僚に照会しても、当該期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたとする供述は得られなかった。

さらに、申立人も当該期間について、厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 5 月 5 日から同年 10 月 18 日まで  
③ 昭和 47 年 10 月 4 日から 48 年 8 月 11 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録になっていた。脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することになるが、申立期間②は、申立期間①及び③と異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、未請求となっている2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間は、学校を卒業して初めて勤務した事業所である上、その被保険者期間は、請求済みとなっている3回の被保険者期間を合計した期間よりも長いことから、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成18年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、19年1月は22万円、同年2月から同年4月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から19年5月1日まで  
私は、A社に平成17年3月17日から19年4月末日まで勤務していた。同僚から当時の標準報酬月額が実際より低額になっていると聞き、ねんきん定期便で確認したところ、18年8月から19年4月までの標準報酬月額が12万6,000円になっている。給与明細書からは28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定し、記録訂正の要否を判断することになる。

したがって、特例法の規定に基づき、申立人の標準報酬月額として認定される額については、申立人が提出した申立期間に係る勤務明細報告書及び支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成18年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、19年

1月は22万円、同年2月から同年4月までは28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、平成18年8月からの標準報酬月額を12万6,000円で届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 6311

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、昭和44年4月1日に同社に入社した。新入社員研修を受けた後、同社C工場に配属となった。定年で退職するまで同社に継続して勤務していた。調査をして申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、同社から提出された従業員台帳、雇用保険の加入記録及びD健康保険組合の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に、同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月1日から7年9月30日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を6年4月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年8月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成7年9月30日から同年10月1日までの期間について、申立人の当該期間における被保険者資格の資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は59万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年10月1日まで

私は、平成6年4月1日から7年9月30日に退職するまで、月70万円以上の報酬を得ていたが、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている上、厚生年金保険の被保険者記録では同年9月30日に資格喪失となっている。A社の取締役役に就任していたが、仕事はB職であり、社会保険事務に関与したことは無かったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額及び被保険者期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月31日）より後の同年3月14日付けで、当初、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録していた申立人の標準報酬月額を遡って9万8,000円に引き下げた上、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年9月30日と記録していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった日（平

成 8 年 1 月 31 日) より後の同年 3 月 14 日付けで申立人を除く 3 名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立人の A 社における離職日は、平成 7 年 9 月 30 日であることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同僚の一人は、「申立人は B 職を担当しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る被保険者資格喪失日を平成 7 年 9 月 30 日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理及び標準報酬月額に係る記録訂正が有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日を、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 10 月 1 日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が当初届け出た、6 年 4 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び同年4月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで  
② 平成3年4月から4年2月まで

私が20歳になった平成元年\*月頃に、母親から勧められたので、母親と一緒に、郵便局へ行き、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、郵便局の窓口で一括で納付したと思うが、父親又は母親の郵便口座から口座振替により納付していたかもしれない。申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年\*月頃に、母親から勧められたので、その母親と一緒に、郵便局へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年10月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成3年4月であることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間①当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の平成3年4月の国民年金の被保険者資格取得及び4年3月の被保険者資格喪失の記録は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた7年10月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、それまでは、申立期間②は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

加えて、申立人は、郵便局の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと思うが、その父親又は母親の郵便口座から口座振替により納付していたかもしれないと主張しており、i) 申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないこと、ii) その母親は、自身又は申立人の父親の郵便口座から申立人の保険料を口座振替により納付していたかどうか分からないと述べていることから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5942

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から60年10月まで

私が、20歳になった昭和56年\*月には留学していたが、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、60年3月までは母親が、同年4月に帰国してからは私が、納付時期及び納付金額については記憶していないが、市役所で納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年\*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人又はその母親が納付したと主張しているが、申立人及びその母親は、加入状況及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の加入手続時期から昭和63年7月と確認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の記録は、平成6年8月に追加されたことが確認できることから、記録が追加されるまでは未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人とその母親は申立期間当時の年金手帳の記憶が無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

私は、昭和58年4月に個人経営の会社に就職した。会社から国民年金と国民健康保険に加入するように勧められて、同年同月又は同年5月頃に区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その際、私は区役所で、私が20歳になった57年\*月まで遡って国民年金保険料を納付するように勧められた。そのときの保険料額は、大した金額ではなかったことから、私は、区役所で同年同月まで遡って6か月分の保険料を納付した。加入手続後、申立期間のうち、58年4月から60年3月までの保険料は、納付した保険料額の記憶は無いが、送付された納付書により、私が区役所の窓口又は金融機関で定期的に納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月又は同年5月頃に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、60年4月に、国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、申立期間のうち、加入手続後の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を定期的に納付していたと述べているが、オンライン記録によると、申立人に対し同年6月に過年度納付書が発行されており、当該納付書は、申立期間のうち、同年同月時点において、未納であり、かつ過年度納付することが可能な期間の保険料について発行されたものとする。

のが合理的であり、加入手続後、定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない上、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したとは述べていない。

さらに、推認される加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月までの期間及び同年 12 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月まで  
② 昭和 55 年 12 月から 62 年 3 月まで

私の両親は、昭和 54 年 4 月に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が 55 年 12 月に会社を退職した後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったはずである。申立期間①の国民年金保険料については、両親が、申立期間②の保険料については、私が、金融機関でそれぞれ定期的に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、その両親が、申立期間②の保険料については、申立人が、それぞれ納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたとするその両親は、既に他界している上、申立人は、申立期間②の保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 5 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点まで、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に

別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は合計で 86 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年2月までの期間及び52年7月から56年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年2月まで  
② 昭和52年7月から56年12月まで

私は、まだ外国籍だった昭和57年1月頃に、県の広報紙で外国籍の者でも国民年金に加入することができるようになったことを知り、私の妻が、市役所の支所に行き、私の加入手続を行おうとしたところ、職員から「遡って納付するお金として30数万円持ってきてください。」と言われた。その後、妻が、再度、同支所に行き、その窓口で私の国民年金保険料として30数万円を遡って納付して、私の国民年金の加入手続を行った。その際、領収書の代わりに、窓口で私の年金手帳を受け取った。私は、保険料を同年同月頃に遡って納付して、保険料が未納とされる期間は無くなったはずなのに、申立期間①及び②が国民年金の適用除外期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月頃に、外国籍の者でも国民年金に加入することができるようになったことを知り、その妻が、申立期間①及び②の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。しかし、制度上、日本国籍を有しない者は、国民年金制度発足以降、56年12月までの間、国民年金の適用除外となっていたことから、当該期間は、国民年金に加入することができない期間であり、保険料の納付を求められることはない。

また、国民年金保険料の納付に関し、申立人は、昭和57年1月頃に、申立期間①及び②の保険料として30数万円を遡って、市役所支所の窓口で現金でのみ納付したと述べるにとどまっており、どの期間についての保険料を納

付したのかについての記憶は明確ではなく、納付した際に、領収書を受け取った記憶も無いとしているなど、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年3月まで

申立期間当時、私は、大学受験の勉強中だったが、20歳の誕生日前に、母親が、市役所の出先機関で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除の申請手続きを行ってくれたはずである。私が大学生だった申立期間直後の平成4年4月から8年3月までの期間については、保険料の申請免除期間とされているにもかかわらず、申立期間が申請免除期間とされず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生日前に、その母親が、市役所の出先機関で申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の年金手帳は、平成4年5月頃に交付されていることが、その母親が加入手続きを行ったとする市の年金手帳交付簿により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、同年同月頃であると推認でき、国民年金の加入手続き時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行った際に、申立期間の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ってくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される平成4年5月頃の時点では、制度上、その前月の同年4月からしか、保険料の免除の申請を行うことができなかったことから、申立期間の保険料の免除の

申請手続が行われていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年7月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、大学3年生だった平成5年頃に、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきた。

その後は、納付書に記載されている納付期限が早いものから順番に、国民年金保険料を遡って納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、大学3年生だった平成5年頃に、国民年金保険料の納付書が送付されてきたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行わなければならないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年9月に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認され、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、5年当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、自宅に送付された納付書に記載されている納付期限が早いものから順番に、国民年金保険料を遡って納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額、納付時期、納付場所についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年9月の時点では、i) 申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) その時点で、保険料を納付することが可能であった申立期間直後の5年8月以降の保険料は納付済みとされていることから、

申立人が遡って納付したのは同年同月以降の保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5948

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から49年12月まで

私は、22歳になった昭和45年\*月頃、国民年金の加入の勸奨状が届いたので、区役所で国民年金の加入手続を行い、そのときに20歳まで遡って納付することができると言われた。

昭和43年度、44年度の国民年金保険料は昭和45年にまとめて納付し、昭和45年度以降の保険料は、納付書に現金を添えて、毎月定期的に納付していた。

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年\*月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者の被保険者資格取得記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は、51年8月以降と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金加入手続を行ったと推認される昭和51年8月以降において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、自身が国民年金の加入手続を行ったと述べている時期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和51年8月以降、52年1月までは、申立期間のうち、時効となっていない数箇月間の国

民年金保険料について、遡って納付することが可能ではあったものの、申立人は、45年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、同年に昭和43年度及び44年度の保険料を遡って納付し、45年度以降の保険料は、毎月定期的に納付していたとしており、昭和51年8月以降に、申立期間のうち、時効となっていない数箇月間の保険料を遡って納付したとする主張ではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年10月までの期間及び7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から6年10月まで  
② 平成7年1月

私は、平成7年6月に、区役所出張所で婚姻届を提出した。

その際に、出張所の職員から、「国民年金保険料を2年分遡って納付することができるが、平成5年4月と同年5月の分は、期限が過ぎているため納付することができない。」と説明されたため、その旨を了解して、納付すべき保険料額を確認した。

平成7年6月に、区役所出張所で、申立期間の分も含め、5年6月から7年5月までの国民年金保険料を遡って、一括して納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったことを記憶していないものの、婚姻届を提出した平成7年6月に、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録及び申立人の保険料納付記録から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、8年12月であると推認され、7年6月に保険料を納付したとする申立内容とは一致しない。

また、申立人は、平成7年6月に、申立期間①及び②を含む5年6月から7年5月までの2年分の国民年金保険料を一括して納付したとしており、申立人が述べる方法により、当該期間の保険料が納付されていた場合、当該期間の保険料は、全て同一日に納付されているはずである。しかし、オンライン記録では、保険料が納付済みとされている申立期間①後の6年11月から

7年5月までのうち、申立期間②を除いた期間に係る6か月分の保険料については、納付された時期が同一ではないことから、申立人の主張とは一致していない。ちなみに、申立人は、これらの期間の保険料を、オンライン記録のように、分割で納付したことは無いとしているが、当該期間に関する保険料が納付された時期の大半は、9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い上、保険料の納付に関する記録が、複数回にわたり、誤って記録されることも考えにくい。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、平成8年12月と推認され、その時点において、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人が述べるように、7年6月に、当該期間の保険料を納付したとすると、その時点において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、今まで受け取った国民年金に関する年金手帳は、現在所持している手帳1冊であるとしていることに加え、申立人は、当該期間の保険料を納付したとする同年同月から申立人の国民年金の加入手続きが行われた8年12月まで同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成2年3月まで

私は、20歳のとき大学生だったが、昭和63年2月頃、母親が、私の国民年金の加入手続を区役所で行い、私が会社に就職するまで、私の国民年金保険料及び付加保険料を、兄の保険料及び付加保険料と一緒に納付してくれていた。真面目な性格である私の母親と一緒に納付してくれていたその兄については、申立期間の保険料及び付加保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私については、当該期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続並びに申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び同期間の上記保険料を納付したとするその母親は、加入手続を行った時期を憶えておらず、申立人及び一緒に保険料等を納付していたとするその兄を付加年金に加入させた記憶も、二人の付加保険料を定額保険料に併せて納付していたかどうかの記憶も無いなど、申立期間当時の加入状況及び保険料等の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和63年2月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の加入手続は、平成4年1月又は同年2月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時大学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人が所持する年金手帳には、申立

人が初めて国民年金の被保険者となった日は、申立人が大学卒業後就職した会社を退職した日の翌日の平成3年8月21日と記載されており、オンライン記録でも、同年同月より前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できない。このように、当該期間は、任意の未加入期間であったと考えられ、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される4年以降は、遡って被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできない。申立人が、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料等を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料等を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に会社を退職した際、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。切替手続後の国民年金保険料については、妻と一緒に金融機関で納付していたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 5 月に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、47 年 12 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、58 年 4 月に被保険者資格を再取得した旨の記載のある年金手帳を所持しており、その年金手帳以外に年金手帳を交付された記憶が無い上、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明であるとともに、申立期間のうち、50 年 6 月から 58 年 3 月までの期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、昭和 58 年 4 月に国民年金の被保険者資格を再取得した後の期間については、当該期間においても、前述のとおり、国民年金保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人は、62 年 7 月に、時効直前である 60 年 4 月までの保険料を遡って過年度納付していることから、それより前の期間である 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は合計 118 月にも及び、これだけの長期間にわたる事務

処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5952

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年4月まで

私は、会社を退職した昭和52年12月に、市役所で私及び妻の国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も併せて行った。

その後、妻が、私と妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれた。

申立期間の妻の国民年金保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和52年12月に、市役所で申立人及びその妻の国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続も併せて行ったと主張しているところ、その妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、その妻の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認できるものの、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、55年3月頃に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月に払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その妻が、申立人及びその妻の二人分の申立期間の国民年金保険料一緒に納付してくれたと主張しているが、申立人自身は保険料

の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 8 月まで

私は、どこで、国民年金の加入手続を行ったか記憶は無く、申立期間の国民年金保険料についても、どこで、どのように納付したのか全く憶えていないが、私が、20 歳になったとき、当然、国民年金の加入手続を行い、母親の分と一緒に保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、全く記憶に無いと述べており、一緒に納付していたとするその母親からも証言を得ることができないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 62 年\*月頃に 20 歳になったことを契機に、国民年金の加入手続を行ったはずであると述べているが、申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が会社を退職した直後の平成 6 年 12 月に行われたことが確認でき、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、申立期間は、平成 6 年 12 月時点において、時効であることに加え、国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5954

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、就職先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和 51 年 4 月頃に、勤務先に来ていた集金人を通じて、国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、毎月、集金人に納付書により国民年金保険料として、1,000 円ぐらいを納付していた。

国民年金の加入手続を行った後は、ずっと国民年金保険料を納付してきたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、59 年 4 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月に払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住していたことから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後は、毎月、集金人に納付書により国民年金保険料として、1,000 円ぐらいを納付していたと主張しているが、この金額は、申立期間当時の実際の保険料額と一致しない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年2月まで

私は、平成10年1月に会社を退職した後に、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料を納付するように通知が届くようになったので、通知が届くたびに社会保険事務所に行き、申立期間の保険料を納付した。社会保険事務所に行ったのは、2、3回で、1回に2万円から3万円ぐらいを保険料として納付したが、そのときに、国民年金の加入手続を行った記憶は無い。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月に会社を退職した後に、社会保険事務所から国民年金保険料を納付するよう通知が届くようになったので、通知が届くたびに社会保険事務所に行き、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行わなければならないところ、i) 申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いこと、ii) 申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、15年6月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5956 (事案 4656 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月及び同年6月

私は病気のため昭和53年3月に会社を退職し、厚生年金保険第4種被保険者の資格を得て、厚生年金保険料を納付していたところ、市役所から申立期間の国民年金保険料の納付通知書が届いたので、当該期間の保険料を金融機関で納付した。後日、社会保険事務所(当時)に照会したところ、当該期間の保険料は還付したとの回答であったが、私は還付を受けていないことから前回申立てを行い、「年金記録の訂正に関するあっせんについて(通知)」を受けたが、その文中で「申立人の特殊台帳には、当該期間の保険料について還付決定された記録が確認できる……ことから保険料が還付されたものとするのが合理的である。」との結論であったが、特殊台帳に還付と記載されている文字は、手書きとか、ゴム印で記録されていたのか、還付年月日及び振込手続等はされていたのか、これらが無ければ不自然である。過日、重複納付の還付を受けたときも数多くの公文書が送られてきたにもかかわらず、当該期間の還付請求処理票などの公文書は受け取っていない。

申立期間の国民年金保険料について還付を受けていないことから還付してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、従前、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者であった時期に、市役所から申立期間の納付書が届いたので、当該期間の国民年金保険料を納付したが、その後、保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているところ、申立人は当該期間の領収書を所持しているものの、申立人の特殊台帳には、当該期間の保険料について還付決定された記録が確認できる

上、申立人は、昭和 53 年 8 月 1 日付けで社会保険事務所（当時）から発行された厚生年金保険第 4 種被保険者の決定通知を所持していることから、当時、申立人は、申立期間の保険料を納付した後に厚生年金保険第 4 種被保険者の資格を遡って取得したことにより、申立期間が国民年金の未加入期間となったため、保険料が還付されたものとするのが合理的であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、特殊台帳に還付と記載されている文字は、手書き又はゴム印で記録されていたのか、還付年月日及び振込手続等はされていたのか、これらが無ければ不自然であると主張しているが、申立人の特殊台帳には、国民年金保険料が還付された期間、還付された金額及び還付決議日が確認できる上、「保険料に関する記録」欄には、昭和 53 年 5 月及び同年 6 月は「納」の印と「還付」の印が重複して押されており、ほかに申立人に対する保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、過去に重複納付の還付を受けたときも数多くの公文書が送られてきたにもかかわらず、申立期間の還付請求処理票などの公文書は受け取っていないと主張しているが、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5957 (事案 4845 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金に加入してから一度もやめた記憶は無く、ずっと国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間に私が国民年金に未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいけない旨申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。

その後、第三者委員会には、年金記録の訂正につながる「新たな資料・情報」があれば、改めて申立てができることを知った。

年金関係の領収証等を保管している缶から、新たな情報となりそうなメモを発見した。このメモの内容は、申立期間当時、家計簿から書き写したもので、私が当該期間に国民年金保険料を納付していたことを示していると思う。

また、最初の申立てのときには言わなかったが、私は結婚後、短期的に実際に住んでいた場所とは違う場所に住民票を置いたことがあったことを思い出した。1 年ほどで本来の住所地に住所変更を届け出たが、そうしたことが原因で国民年金保険料の納付記録が、前住所地から引き継がれなかったのではないだろうかと懸念している。

新たな申立内容に基づき、再度審議をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立期間は申立人が国民年金に加入していない期間とされていることについて、一度も国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行った覚えは無く、続けて国民年金保険料を納付していたと述べていた。確かに、オンライン記録では、平成 10 年 9 月に、当該期間が保険料未納期間から国民年金の未加入期間に訂正されていることが確認でき、

資格喪失等の手続を行った覚えは無いとする申立人の主張は、手続に関する記憶としては正しいものと認められた。

しかし、前述の資格記録の訂正については、社会保険事務所（当時）が、「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」で申立人に説明しているとおり、記録訂正の時点において、申立人が老齢年金を受給するために必要な受給資格期間を満たしていなかったため、申立期間当時、申立人の夫が共済組合の組合員であったことから、申立人について、保険料の納付が途絶えていた昭和 37 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を一旦喪失させ、改めて、保険料の納付が再開されていた 47 年 4 月 1 日に再度被保険者資格を取得させたことにより、保険料が未納であった当該期間を国民年金の未加入期間とし、当該期間を合算対象期間として受給資格期間に算入することで、申立人に老齢年金の受給資格を与えたと考えられることに加え、特殊台帳における、住所地に係る記載内容等から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を月々市役所で納付し、保険料を納付すると家計簿に記録していたと述べ、昭和 53 年か 54 年頃、当該家計簿から写し取ったと考えられるメモが出てきたこと、及び結婚当初の住所地に係る新たな記憶がよみがえったことから、これらが年金記録の訂正につながる新たな資料・情報に当たるのではないかとしている。

しかし、申立人が当委員会へ提出したメモの写しは、昭和 36 年から 53 年にかけての国民年金保険料月額推移を記録したものであると認められるものの、例えば、年の途中で保険料額の改定が行われた年について、改定後の保険料額しか記載されていないなど、必ずしも、保険料額の推移とは一致していない点があり、申立人もその理由については、「分からない。」とするなど、当該メモが記載された状況が不明であり、当該メモが存在することをもって、申立人が月々保険料を納付していたとまで認めることは難しい。

また、申立人は、国民年金加入直後に、自身が実際に居住した場所とは異なる場所に住民票を置いたことがあったかもしれず、1 年程度で実際に居住していた住所地に住所変更を行ったが、そのことが理由で、前の住所地（町）から、後の住所地（市）に国民年金保険料の納付記録が引き継がれなかったのではないかと懸念していると述べているが、現在納付済みとされている保険料のうち、国民年金加入当初の昭和 36 年の保険料は前の住所地で収納されたと考えられる一方、47 年以降の保険料は後の住所地で収納されたと考えられることから、住所地の変更が、保険料の記録管理に影響を及ぼしたとは考え難く、申立人が所持する、未使用の「国民年金被保険者住所変更届」からは、それ以上の事情をうかがうことは困難である。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 6 月まで

私は、平成 14 年頃に、私の母親から現在所持している年金手帳を渡され、その際に私の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたと聞いた。母親から渡された年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 57 年 1 月 1 日と記載されているので、母親は同年同月から保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年頃に、その母親から年金手帳を渡された際に、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと聞いたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親から渡された年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 57 年 1 月 1 日と記載されていることを根拠に、母親が、同年同月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、この国民年金の被保険者となった日は、保険料の納付の有無

にかかわらず、法律の規定に基づき最初に国民年金に加入すべき日が、国民年金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料の納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、20 歳になった昭和 55 年\*月に私の父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、私の父親が家族の分と一緒に納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和 55 年\*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が家族の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、昭和 62 年 5 月と推認でき、当該加入時点まで、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5960 (事案 3821 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 52 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年\*月以降に、私の両親が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後の国民年金保険料については、当初、私が工場を兼ねた自宅に来ていた集金人に納付書により納付し、途中からは口座振替により納付していた。前回、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかったことに納得がいかないため、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 10 月以降であることが推認されるが、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料を納付していた事情もうかがえないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は 20 歳になった昭和 46 年\*月以降に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人に対して、52 年 12 月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は

見当たらなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6313 (事案 1383 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から39年4月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。同事業所には、昭和36年4月1日に入社して、45年3月31日まで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は確認できない上、整理番号に欠番も無く、同事業所の事業主は、同事業所と同一所在地においてB事業所(C業務)を経営しており、両事業所の厚生年金保険被保険者記録がある同僚が2名いるものの、オンライン記録及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の両方に、申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、申立期間においては申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人が提出した昭和38年11月の社員旅行の写真について、氏名が判明した申立人を除く12名のうち、3名が同年11月において厚生年金保険の被保険者資格を既に喪失していること、厚生年金保険被保険者記録上、12名全員が被保険者である期間も無いことから、A事業所では、勤務している者の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年

10月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時、給与から保険料が控除されていたことを月々の給与明細書において確認しており、退職したこともないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 2 日まで

厚生年金保険の加入記録によると、私がA社に勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額の記録について、実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合う額より低くなっている。

保険料控除額が分かる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた全ての期間を申立期間として、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額より低くなっていると主張している。

しかしながら、A社には申立期間当時の給与額や厚生年金保険料の控除額についての資料は保管されていないため、確認することはできない。

また、A社では、「厚生年金保険被保険者を標準報酬等級ごとに集計して納付保険料を算定しており、被保険者の標準報酬月額が誤っていた場合には、社会保険事務所（当時）からの納入告知書に記載された保険料額と、同社で算定した額に不突合が生じるため、その時点で訂正する。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料についても、「社会保険事務所に正しい報酬月額の届出を行い、当該額に見合った厚生年金保険料を毎月の給与から控除していた。」と回答している。

さらに、申立人と同じく昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、いずれも、「厚生年金保険の被保険者記録に誤りはない。」と供述しているところ、オンライン記録において、申立期

間における申立人と当該同僚の標準報酬月額には、特段相違している部分は見当たらない。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致しており、社会保険事務所の事務処理において不自然さはない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 6315

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 20 日から 34 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 27 年 11 月から 34 年 7 月まで A 組合に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和 27 年 11 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34 年 8 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 組合は、昭和 34 年 1 月 2 日に B 共済組合に移管のため、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる。

また、B 共済組合が保管している同共済組合の組合員となった者の厚生年金保険被保険者資格記録カードによると、申立人は、昭和 27 年 11 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34 年 1 月 2 日に同共済組合に移管するために同資格を喪失したこと、及び当該被保険者期間の記録は同共済組合に移管されたことが確認できる。

さらに、B 共済組合保管の組合員資格取得届及び組合員資格喪失届によると、申立人は、昭和 34 年 1 月 1 日に同共済組合員の資格を取得し、同年 7 月 31 日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、B 共済組合は、「申立人が、A 組合を退職した時点で、申立人に対し退職一時金を支給済みである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6316

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 31 日まで  
私は、A社で代表取締役として平成 11 年 1 月 31 日まで同社を経営していた。  
しかし、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に訂正されていることから、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 11 年 1 月 31 日より後の同年 2 月 8 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時のA社の経営は順調で社会保険料等の滞納は無かったと述べているものの、取締役及び社会保険事務担当者は、「バブル崩壊の頃から会社は経営不振に陥り、賃金の遅配、業者への支払の遅延及び社会保険料の滞納等があった。資金繰りが非常に厳しく、リストラも行われていた。」と供述しており、社会保険事務所（当時）から保険料納付を強く要請されていたものと推認できる。

さらに、上記の社会保険事務担当者は、「社会保険事務所からは、社会保険から脱退することを勧められ、その際、社会保険事務所から標準報酬月額の遡及訂正について説明を受けた。その旨を申立人に報告し脱退することに至った。」と供述していること、及び申立人から提出された意見陳述書からも、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又

は申立人の一切の関与も無しに、無断で訂正処理を行ったものと認めることはできない。

加えて、申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に全く関与していないという事実は確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月11日から同年12月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成8年7月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月11日から同年12月1日まで  
② 平成8年7月1日から同年12月1日まで

私は、平成7年10月11日にA市にあったB社へ入社し、C職を行っていたが、同年12月1日からの厚生年金保険の加入記録しかない。また、標準報酬月額が8年7月に59万円から41万円へ下がっているが、同年12月から給料が下がったと思う。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、B社は、平成7年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、自身が入社した平成7年7月当時、B社は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、上記の同僚が所持する当該期間に係る給与明細書は、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てている。

しかし、申立人と同時期に標準報酬月額が改定されている同僚が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる平成8年4月から同年6月まではオンライン記録の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により同氏へ支払われていたことが確認できる。

また、B社は既に解散しており、事業主へ照会したものの、回答が得られず、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 40 年 9 月 16 日まで

私は、日本年金機構からの通知で、A事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 24 年 7 月 30 日から 26 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 27 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 27 年 8 月 10 日から 28 年 12 月 1 日まで

A社には、昭和 23 年 4 月 1 日から 26 年 4 月末日まで継続して勤務していた。

また、B社には、昭和 26 年 5 月 15 日から 27 年 7 月末日まで継続して勤務していた。

さらに、C社には、昭和 27 年 8 月 10 日から 28 年 11 月 30 日まで勤務していた。

しかしながら、申立期間①から④までが厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたと主張し、申立人が所持している履歴書には、同社の入社日は、昭和 23 年 4 月 1 日と記載されているところ、申立期間①と②の間の申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同社ではなく、D社における被保険者記録であることが確認できる。

また、昭和 18 年 4 月からD社に勤務していたとする同僚は「申立期間①頃、申立人にE製品を作ってもらったことがある。」と述べている。

さらに、A社は、D社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 32 年 9 月 16 日に新規に適用事業所となり、複数の同僚が同日付けで同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社において同資格を取

得していることがオンライン記録で確認できることから、申立期間①及び②において申立人が勤務していたと主張する事業所は、A社ではなく、D社であったと考えられる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年9月16日であり、申立人の厚生年金保険被保険者の記録があるD社が適用事業所となったのは、24年4月1日であることがオンライン記録で確認でき、申立期間①はいずれの事業所も適用事業所となっていない。

また、D社が新規適用となった昭和24年4月1日以前から同社に勤務していたとする同僚6名のうち5名が同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは同年4月1日、1名が25年4月15日となっている。

さらに、A社及びD社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社が適用事業所となった昭和24年4月1日に資格取得している複数の同僚に照会したものの、同社が適用事業所となる同年4月1日より前の保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は申立期間①において保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

申立期間②について、申立人は昭和26年4月末日までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年5月1日までに被保険者資格を取得している60名のうち23名が申立人と同じく同年7月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において記録が確認できる同僚14名に照会し、13名から回答を得たものの、全員が申立人の勤務期間を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社及びD社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、事業主の所在も不明であるため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②において保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

申立期間③について、申立人は、昭和27年7月末日までB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間③の被保険者記録があり、住所が判明した同僚5名に照会したものの、全員が申立人の勤務期間を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び保険料控除について確認できな

い。

さらに、申立人は申立期間③において保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

申立期間④について、申立人は、C社には、昭和27年8月10日から勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間④における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間④の被保険者記録があり、住所が判明した同僚3名に照会したところ、全員から回答を得られたものの、いずれも申立人の勤務期間を記憶していないと回答していることから、当該期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6320

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から52年8月1日まで  
私は、昭和50年5月から57年3月までA社（後に、B社）で勤務していた。ねんきん定期便によると、同社に勤務していた期間のうち、51年10月から52年7月までの標準報酬月額が低くなっている。給与額は毎年度上昇しており、標準報酬月額が下がるとは考え難い。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録におけるA社に係る厚生年金保険の記録において、昭和51年10月から52年7月までの標準報酬月額がその直前の標準報酬月額と比較して低額になっていることに納得できないと述べている。

しかし、申立人が所持する昭和51年分の「給与所得の源泉徴収票」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額に、雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致することが確認できる。

また、B社の株式を取得したC社の事業主は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額について確認することができないと回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額とオンライン記録は一致していることが確認でき、遡って訂正された形跡も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月1日から2年10月1日まで  
② 平成6年10月1日から8年10月1日まで

私は、昭和61年4月から平成14年4月末までA社（現在は、B社）で正社員として勤務した。途中、元年9月にA社本社から同社C工場へ転勤したが、ねんきん定期便では、その際の申立期間①の標準報酬月額が18万円と記録されている。当時、給与が下がった記憶が無いので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が30万円と記録されているが、前年の標準報酬月額は34万円で記録されていたので、2等級下がっているのはおかしい。こちらについても併せて調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「A社C工場に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、その前の期間より低くなっているのは、当時、給与が下がった記憶が無いのでおかしい。」と主張している。

しかし、B社の事業主は、「弊社はA社と他社が合併した会社であり、申立人の申立期間に係る同社の賃金台帳等は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金（現在は解散）における申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月から 30 年 1 月まで  
② 昭和 30 年 2 月から同年 9 月まで

私は、申立期間①に、C地区にあったA社に勤務し、その後、申立期間②に、D地区にあったB社に勤務したが、A社及びB社に勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と述べている。

しかし、オンライン記録においてA社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる上、C地区を管轄する法務局に照会したものの、同社の商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者の所在も不明のため、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人がB社の同僚として名前を挙げた3名のうち2名は既に死亡しているものの、残り1名の元社員は、「申立人を覚えている。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、B社は、平成16年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の元事業主も、「当時の書類を保管していないため、不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記元社員からも、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の縦覧調査によっても申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 6 日から 43 年 6 月 6 日まで  
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 50 年 12 月 21 日まで

母は、昭和 55 年頃から、A社と一緒に勤務していた同僚は年金をもらっているのに、私だけがもらえないと言っていたので、社会保険事務所（当時）に何度も相談に行ったが、脱退手当金が支給済みであると言われた。しかし、母は、脱退手当金を受給していないと言い、悔しがっていたので、平成 15 年に再び社会保険事務所に相談に行くと、支払金額が 200 万円以上あると言われ、母の名義の口座を作ったが、その直後に、間違いだったと分かり、悔しい思いで帰ってきた。亡くなった母の思いを遂げさせたいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の五女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 6 月 6 日）から約 2 か月後の同年 8 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の五女から聴取しても、申立人は生前に受給したとは言っていなかったと述べるほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、当該期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書及び「脱退手当金を請求される皆さんへ」の文書には、社会保険事務所の平成15年8月1日收受及び同年8月22日支払済のスタンプが押されていることが確認できる上、これらの文書には、申立人のものと思われる署名及び押印が確認できるほか、脱退手当金が支給決定された当時、申立人は、年金の受給権が無く、脱退手当金を受給する要件を満たしていたことを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金の請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の五女は、支給決定日後に、当該額が前記の裁定請求書に記載された振込先金融機関の口座に振り込まれていることを認識している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 13 日から 35 年 7 月 27 日まで  
ねんきん特別便において私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間については、脱退手当金を支給された記録になっていることを初めて知った。同社は進学のために退職したが、その際、会社から脱退手当金に関する説明は無く、受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 7 月 27 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 27 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 24 名（申立人を含む。）が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚が、「会社からは、脱退手当金を受給できる女性社員が退職する際、脱退手当金について丁寧な説明があり、請求手続もしてくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 9 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創

設前であったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 1 日から 43 年 8 月 25 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 3 日から 44 年 9 月 27 日まで

私は、平成 18 年頃、社会保険事務所（当時）に年金記録の確認を行った際、A 社及び B 社に勤務していた期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

B 社は、出産のために退職したが、当時は脱退手当金の制度を知らず、請求したことも受給したことも記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A 社及び B 社の厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年11月1日から25年7月24日までの期間及び29年7月12日から34年2月15日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和27年10月3日から29年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から25年7月24日まで  
② 昭和27年10月3日から28年8月1日まで  
③ 昭和28年8月1日から29年7月1日まで  
④ 昭和29年7月12日から34年2月15日まで

私は、平成21年に社会保険事務所（当時）において年金記録の確認を行った際、申立期間①及び④については、脱退手当金が支給された記録になっているとの回答をもらったが、受給した記憶は無く納得できない。

また、申立期間②及び③については、A社B本社においてC職として勤務していたが、厚生年金保険の記録が欠落している。

調査の上、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④について、申立人が勤務していたD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年2月15日の前後約3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者10名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に支給記録があり、このうち、6名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び④の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年6月29日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同年3月12日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②及び③について、申立人が記憶するA社B本社における複数の上司及び同僚の被保険者記録が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上記の被保険者名簿に記載されている複数の同僚へ照会したものの、いずれも申立人を記憶していないほか、申立人が申立期間②及び③に勤務していたとして名前を挙げた同僚の連絡先も不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立期間②において、上記被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②及び③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 6 日から 43 年 7 月 11 日まで  
A社を退職後、すぐに次のB社に就職したため脱退手当金の手続きはしていないのに、自身の年金記録では支給済みとなっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年7月11日の前後2年以内に資格喪失した者17名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に脱退手当金の支給記録があり、うち8名が約6か月以内に支給されている上、同社は、「退職時に従業員へ脱退手当金の説明を行い、代理請求を行っていた。なお、社会保険事務所（当時）から書類を預かり、本人が記入後に集約し、社会保険事務所に提出していた。」と回答しており、同社において、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、「事業所が手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申

立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から35年5月26日まで

A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、それより前に勤務していたB社C工場での被保険者期間については、脱退手当金が支給されておらず、実際はいずれの期間についても支給されていないものと思われるので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計7ページに記載されている女性被保険者32名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和35年5月の前後4年以内に資格喪失し、同社で2年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む16名のうち14名に脱退手当金の支給記録があり、申立人を含む12名が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど一連の事務処理に不自然

さほうがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 21 日から 38 年 3 月 31 日まで  
私は、社会保険事務所（当時）において年金受給を行った際、A社（現在は、B社）に勤務していた期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。再就職先が決まったのでA社を退職したが、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無く納得できない。調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月 31 日の前後約 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 20 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 12 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、支給記録の存する同僚は、「同社は、退職時に脱退手当金に関する説明を行っており、同社が請求を行った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 6 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 1 日から 32 年 11 月 1 日まで  
A社の厚生年金保険被保険者期間である昭和 25 年 8 月 1 日から 32 年 11 月 1 日までについて、脱退手当金が支給されているという、脱退手当金についての確認はがきが届いたが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 12 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、昭和 46 年 11 月まで年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 10 日から 39 年 2 月 5 日まで

私は、日本年金機構からの「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせを受け取り、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金として支払われていることを初めて知った。昭和 39 年 2 月に結婚を契機に同社を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 3 月 4 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 2 日から 40 年 4 月 1 日まで  
平成 7 年 3 月に社会保険事務所（当時）で 60 歳になってから受け取れる年金額を調べてもらった際、A社に勤務した期間については脱退手当金を支給済みの記録になっていることを知った。

A社は伯父の会社であり、伯父は私たちの仲人でもあったため、そのままにしていた。今回、日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届き、伯父も亡くなったので、脱退手当金の支給について調査をしてもらいたいと思い申立てをすることにした。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の被保険者名簿には、健康保険の給付を意味する「給」の表示が確認できるものの、申立人は、健康保険の給付についての記憶が無いなど、申立期間当時の記憶が曖昧である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から同年 7 月 21 日まで  
昭和 41 年 6 月 6 日から 43 年 6 月 6 日まで勤務した A 社を退社後にまとまったお金を受け取った記憶はあるが、申立期間の B 社については脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職した後、同社ではない所でまとまったお金を受け取った記憶があり、それが同社に係る脱退手当金であったのではないかと述べているところ、オンライン記録上、同社の被保険者期間と申立期間の被保険者期間を合算して脱退手当金が支給されており、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた申立期間についても併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間と A 社の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで  
申立期間前に勤務した A 社（昭和 43 年 12 月に D 社に商号変更。現在は、F 社）B 支店及び同社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したものの、D 社本店 E 部に勤務した期間については、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 社本店 E 部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後 2 ページにある受給要件を満たした女性の記録で、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失している 12 名のうち、8 名に脱退手当金の支給記録がある上、申立人と同時期に、同社本店 E 部を退職し、脱退手当金の支給記録がある複数の同僚は、事業主による代理請求があった旨を回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、昭和 50 年 9 月に、国民年金保険料を特例納付しているところ、その際の納付期間は、申立期間と重複する期間を含む 45 年 4 月から 48 年 3 月までであることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、D 社本店 E 部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという

ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 20 日から 42 年 10 月 1 日まで  
私は、夫が退職する際に、区役所の年金相談窓口に行き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無い。また、今回、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約3か月後の昭和42年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 21 日から 36 年 7 月 29 日まで  
私は、実家の手伝いをするためにA社を退職し、それ以降厚生年金保険に加入する機会がなかった。平成 11 年頃、年金請求の手続を行った際、申立期間については脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。その後何度も社会保険事務所（当時）に脱退手当金を受け取っていないと主張したが、返答は「受け取った記録があるのでだめです。」の一点張りだった。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、受け取った記憶も無いので、申立期間の記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類と共に提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6337

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 34 年 9 月 27 日まで  
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社に勤務していた期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていることを知った。私は、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年1月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年頃から平成元年頃まで

私は、昭和 58 年頃に A 社に入社し、平成元年頃まで勤務していたが、この全ての期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の元社員の証言から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた A 社の元社長及び元社員からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

また、健康保険について申立人は、「B 社を定年退職後に C 健康保険組合の健康保険を 2 年間任意継続し、その後、数年間は国民健康保険に加入していた。」と述べており、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 61 年 12 月 1 日に政府管掌健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、上記被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号欄には、記号番号の記載が無く、健康保険の資格取得について、「65 歳取得」の押印がなされていることが確認できることから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料

の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月までは 34 万円、59 年 10 月から 60 年 7 月までは 36 万円となっているが、賃金月額内訳及び職級・資格通知によると、給与は毎年昇給している。標準報酬月額が下がっているのは納得できないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、給与は毎年昇給しているのに、標準報酬月額が下がっているのは納得できないとして申し立てている。

しかし、申立期間①及び②について、申立人が所持する昭和 57 年分、58 年分、59 年分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄のうち、「給与等からの控除分」欄に記載された保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する健康保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金及び雇用保険料の合計金額とほぼ一致する。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額について、遡った訂正等の不合理な処理が行われた形跡も無い。

さらに、B基金から提出された被保険者報酬月額算定基礎届（昭和 57 年分・58 年分・59 年分・60 年分）によると、申立人の同基金に係る標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、A社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料が無いことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答している上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月頃から平成3年3月20日まで  
私は、昭和62年11月頃から当初、完全歩合制ということでA社へ入社した。その後、同社の役職にも就き平成3年3月19日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、法人としても解散していることから、親会社であるB社に申立人の勤務実態及び保険料控除について照会したところ「当時の人事関係書類及び社会保険関係書類は、保管していないため不明。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の現在の総務部長は、「正社員は、全て雇用保険に加入し、同時に厚生年金保険にも加入させている。昭和62年当時もおそらく、正社員については、同様の取扱いをしていると考えられる。」と供述しているところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚からは、申立人がA社において正社員で勤務していたこと、及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

加えて、申立人が所持する申立期間直後に勤務したC社発行の「平成3

年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額欄のうち「給与等からの控除分」欄に記載された社会保険料額はオンライン記録におけるC社に係る標準報酬月額に相当する健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計金額とほぼ一致しており、当該源泉徴収票からは、A社において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがうことができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年11月から平成2年12月（うち2年1月から同年12月までは任意加入）までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 24 年 12 月 25 日から 28 年 1 月 7 日まで

A 社（後に B 社）で勤務していた申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、学校の紹介で繰上げ卒業後の昭和 18 年 1 月 1 日に同社に入社し、20 年 7 月に入隊するため同年 6 月に同社を退職するまで継続して勤務していた。A 社は後に B 社に買収されたため社名は変わったが、所在地は変わらなかった。

また、終戦後に入社した C 社（後に D 社）で勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。C 社は後に D 社に社名が変わったが、所在地は変わらなかった。私は同社で事務員として勤務していた。同社の社会保険担当者の名前を記憶しており、同氏の代理で社会保険事務所（当時）に行ったことがある。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 18 年 1 月 1 日に A 社に入社し、20 年 6 月頃まで勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B 社（後に E 社）は昭和 23 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は厚生年金保険の

適用事業所ではないことが確認できる上、同社は平成 19 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の昭和 23 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明した 6 名に文書照会を行ったところ、3 名から回答を得たが、いずれも申立人のことを知らないと回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は昭和 22 年 2 月頃にC社に入社し、28 年 1 月頃まで継続して同社に勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 24 年 12 月 25 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社の後継事業所であると述べているD社は、35 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、いずれの事業所も申立期間②においては、適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶するC社の所在地を管轄する法務局に対する照会結果において、同社の商業登記の記録は無い上、オンライン記録によると、D社は昭和 41 年 8 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人がC社及びD社の社会保険事務を担当していたとして姓のみ挙げた者は、所在不明であることから、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日と同日の昭和 35 年 5 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明した 8 名に文書照会を行ったところ、4 名から回答があったが、いずれの者からも申立人の当該期間におけるC社又はD社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年4月25日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成6年4月25日から8年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から6年4月25日まで  
② 平成6年4月25日から8年2月1日まで

私は、A社で経理担当の取締役をしていた。社会保険事務所（当時）から、厚生年金保険料の納付が遅れていたため社員のために犠牲になれと言われ、標準報酬月額を低くするように強要された。役員であるという理由で犠牲になるのは納得がいかないため、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年11月までは53万円、同年12月から5年6月までは50万円、同年7月から6年3月までは53万円と記録されていたが、同年4月25日付けで遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私が、経理担当の取締役であり、社会保険事務所に強要されて、私と代表取締役の標準報酬月額を下げた。」と述べている上、A社の元代表取締役は、「経理及び社会保険事務について、取締役であった申立人が全て行っていた。また、経営が苦しかったため、社

会保険事務所の指導で、私と申立人の標準報酬月額を下げた。」と証言している。

さらに、A社の複数の同僚は、「申立人は、経理及び社会保険事務を行っており、経営に関わっていたと思う。」と証言していることから、申立人は同社の取締役として、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、平成6年10月1日及び7年10月1日の定時決定において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらない。

また、A社の元代表取締役は、同社は既に解散しているため、申立期間②当時の賃金台帳などを保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の複数の同僚は、給与明細書等を所持しておらず、当時の状況が確認できない。

このほか、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、A社の取締役であり、同社の元代表取締役及び複数の同僚が「申立人が経理及び社会保険事務を行っていた。」ことを供述していることから、特例法第1条第1項ただし書に規

定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、申立期間②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月10日から23年8月1日まで  
私は、戦後A社又はB社に入社し、C地区、D地区及びE地区でF業務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所名について、「G」の文字がついていたのでA社又はB社であったと主張しているが、申立人が記憶する同僚は、申立人と一緒に勤務した事業所は、H社であると供述しており、申立人が勤務していた事業所が特定できない。

また、オンライン記録において、申立人の主張する事業所所在地にA社及びB社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、同僚が名前を挙げたH社も適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、上記の同僚は、「申立人と一緒に勤務したのは、A社及びB社ではなくH社だったが、同社では、日雇いで働いていたため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、上記の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A社、B社及びH社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立期間当時に適用事業所として記録されているI県に所在するB社に類似する社名の事業所であるJ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 6344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、申立期間にB製品の会社で働いていた。A地区にあった従業員4名ほどの小さな会社だったことは覚えているが、社名は覚えていない。当時、社会保険があるからと安心した記憶があるので、健康保険に加入していたことは間違いない。健康保険に併せて厚生年金保険にも加入していた可能性があるので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A地区近辺にあったB製品関係の会社に勤務していたとしている。

しかしながら、申立人は、勤務していた会社名を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、B製品関係の会社は許可を取得する必要があったことから、C県庁に照会したところ、会社名が不明なため、該当する事業所を検索できないと回答があった。

さらに、A地区の全ての枝番に関する不動産登記全部事項証明書を取得し、当該証明書に記載されている所有者及び会社名のオンライン検索並びに関係者からの聴取を行ったが、申立人の供述に合致する事業所を確認することができない。

加えて、申立人は、同僚及び事業主の氏名を記憶していないことから、これらの者に照会をすることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで  
オンライン記録では、平成 7 年 4 月から 9 年 2 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。当時、私は A 社の代表取締役であり、月額で 54 万円ほどの給与（役員報酬）を得ていたはずである。支給されていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 4 月から 8 年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から 9 年 2 月までは 53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（9 年 3 月 1 日）より後の同年 3 月 25 日付けで、9 万 2,000 円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は当該減額訂正処理が行われた日において A 社の代表取締役であることが確認できる上、当時のもう一人の代表取締役及び取締役から、「申立人は同社の代表取締役であり、代表者印も保管しており、対外的にも同社の事業主であり、社会保険事務についても権限を有していた。」との証言を得ている。

また、A 社が加入していた厚生年金基金が保管する滞納処分票から、申立人が同社の厚生年金保険の滞納保険料を納付するために、話し合いを行っていたことが確認できることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該訂正処

理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 11 日から同年 4 月 2 日まで  
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、A 社を平成 4 年 3 月 10 日に離職していることが確認できる。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主からの証言が得られず、加えて申立人は同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録において、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった 6 名に照会したが、いずれの者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 6 年 11 月 1 日まで  
② 平成 13 年 2 月 1 日から 16 年 3 月 13 日まで  
③ 平成 16 年 9 月 1 日から 19 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 9 月から平成 16 年 3 月 12 日まで A 社、同年 9 月 1 日から 19 年 1 月 31 日まで B 社にそれぞれ、正社員として勤務した。ねんきん定期便が届いた時、A 社及び B 社の現存する給与明細書にある厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額との金額が一致していないのはおかしいと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載された保険料納付額が一致していないと述べているが、日本年金機構は、厚生年金基金加入者に対するねんきん定期便に記載されている保険料納付額には、厚生年金基金の掛金分は含まれていないと説明していることから、調査したところ、A 社及び B 社はいずれも C 厚生年金基金に加入しており、申立人は申立期間①から③までにおいて、同厚生年金基金の加入員であることが確認できる。

また、申立人の所持する A 社発行の申立期間①及び②に係る給与明細書並びに B 社発行の申立期間③に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額について検証したところ、当該保険料額は、申立期間①から③までにおけるオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（C 厚生年金基金の掛金分を除く。）と一致していることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金の回答により、申立期間①から③までにおいて、同基金に係る申立人の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③にまでについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで  
私は、昭和 49 年 3 月から現在に至るまで夫の経営する A 社で役員として勤務し、役員報酬を受けている。ねんきん定期便の記録では 63 年 9 月から平成元年 6 月までの標準報酬月額が 36 万円となっているが、それより前は 41 万円であり、申立期間だけ報酬を下げたことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、役員報酬は通年同額だったことから、申立期間だけ標準報酬月額が 36 万円に下がっているのは納得できない。」と主張している。

しかし、事業主は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る報酬額や厚生年金保険料の控除額について確認することができないと回答していることから、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、オンライン記録において、A 社の事業主である申立人の夫の昭和 63 年 10 月 1 日付けの健康保険及び厚生年金保険の定時決定に係る届出において、実報酬が 92 万円から 80 万円に減額されて届け出されていたことが確認でき、同社では当時、役員報酬の引き下げが行われた形跡がうかがわれる。

このほか、申立人は、厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月頃から同年10月1日まで  
② 昭和26年11月20日から28年5月頃まで

私は、昭和26年8月頃にB市に転居し、間もなく知人の紹介で兄と共にA社に勤務し、28年5月頃に次の会社に就職するまで同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金保険の保険料控除を証明する給与明細書等が残っていないが、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和26年8月頃にB市に転居し、間もなく知人の紹介で兄と共にA社に勤務していた。」と述べている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年10月1日であることが確認でき、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも昭和26年10月1日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人は、「昭和28年5月頃に次の会社に就職するまでA社に勤務していた。」と述べている。

しかし、A社は昭和27年11月30日に、厚生年金保険の適用事業所で

なくなっており、事業主も連絡先が不明なため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和26年11月20日であることが確認できる上、上記名簿の備考欄には健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返附済」の押印が確認できる。

さらに、申立人は、「私と兄は、同じ頃にA社を退職した。」と述べており、申立人を記憶する同僚も同様の証言をしているところ、上記被保険者名簿において、申立人の兄の被保険者資格の喪失日は、申立人と同日の昭和26年11月20日であることが確認できる上、申立人と同様に上記名簿の備考欄には健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返附済」の押印が確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先不明な上、複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び雇用形態を記憶する者はおらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 21 日から 38 年 5 月頃まで  
私は、A社に昭和 37 年 1 月 21 日に入社し、会社の車両の修理見習として勤務していた。次に勤めるまでの期間が 1 か月ぐらひは空いていたと思うので、同社には 38 年 5 月頃まで勤務していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 5 月頃までA社に勤務していたと主張しているが、事業主が保管する従業員社会保険台帳において、申立人の退職日は 37 年 8 月 20 日と記載されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者となっていることが確認できる同僚に照会したところ、申立人を記憶している者が無く、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことから、調査が行えず、当時の状況を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日は上記の従業員社会保険台帳の退職日の翌日である昭和 37 年 8 月 21 日とされており、オンライン記録と一致している。

また、A社から、「従業員社会保険台帳の記録から、申立人の退職日は昭和 37 年 8 月 20 日と確認できるため、申立てどおりの届出及び保険料の納付は行っていない。」との回答があった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年10月1日まで

私は、A社に昭和47年1月21日から平成12年9月20日まで勤務した。定年後の7年4月からの標準報酬月額が支給額に比べて低い。定年後の給与額は定年時点の20%減額であるという取決めを事業主と交わしたにもかかわらず、同年4月1日の標準報酬月額の随時改定では定年時点の40%減額にされており、給与明細書等は無いものの、当時の取決めとは異なっているので記録の確認と訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、定年後の給与額が事業主の取決めと異なり低く記録されているとして申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、申立人及びA社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書や賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人及び複数の同僚の証言からA社の定年は60歳であると認められるところ、同社において、厚生年金保険の被保険者記録のある者のうち、申立人と同じように定年以降も同社で継続して勤務しているのは、申立人を含めて5名であるが、同社の役員であった2名を除く3名は、定年到達直後の標準報酬月額の改定で標準報酬月額が従前に比べ大幅に引き下げられており、申立人の標準報酬月額の減額がとりわけ不自然であったとは言えない。

さらに、A社において、厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、「平成7年に定年退職した。定年後の再雇用の場合の給与水準は定年時の60%程度にとどまると言われた。」と証言している。

加えて、A社のオンライン記録には、標準報酬月額記録が遡って訂正されている等の不自然な点は見られず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 3 年 9 月 1 日まで  
② 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

私が、A社で勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、26万円から7万2,000円及び8万円に、申立期間②の標準報酬月額が、30万円から9万2,000円に引き下げられており、この大幅な引下げは納得できないので、標準報酬月額を従前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、オンライン記録において、同年 1 月 8 日付けで、遡って 7 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人の供述内容から、A社は、当該期間において厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、A社の代表取締役であり、商業登記簿謄本により、当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、社会保険の届出は自らが行き、会社の印鑑も自身で管理していたと述べていることから、申立人は、本件厚生年金保険関係の事務に直接関与し、申立人の同意により遡及訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間①のうち、昭和63年10月1日から平成3年9月1日までの期間について、オンライン記録において、昭和63年10月1日及び平成元年10月1日の定時決定において標準報酬月額が7万2,000円、元年12月1日の法改正による標準報酬月額の改定及び2年10月1日の定時決定において標準報酬月額が8万円と記録されているところ、これらの記録については、遡って訂正された形跡は見られない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額は、30万円と記録されていたところ、平成9年4月25日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の代表取締役であり、商業登記簿謄本により、当時、同社の代表取締役であったことが確認できる上、社会保険の届出は自らが行き、会社の印鑑も自身で管理していたと述べていることから、申立人は、本件厚生年金保険関係の事務に直接関与し、申立人の同意により遡及訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の供述内容から、A社は、当該期間において厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 1 月 31 日まで

私は、A社で代表取締役をしていた。その期間のうち申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、実際の報酬はもっと高額だった。保険料の未納に関して社会保険事務所（当時）と話をしたことがあるが、受け取る年金額が減額になるとは知らなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年3月から同年10月までは53万円、同年11月から7年12月までは59万円と記録されていたところ、8年1月18日付けで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、A社の唯一の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社には厚生年金保険料の滞納があり、そのことで社会保険事務所に行き、書類に代表者印を押した覚えがある。」と述べていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の唯一の取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年4月14日まで  
厚生年金保険の記録によると、A事業所でB職として勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における勤務場所及び職場の様子を具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、昭和26年7月1日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされているところ、申立人は、A事業所において、B職として勤務していた旨を供述している。

また、A事業所に関連する厚生年金保険の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の縦覧調査によっても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月頃から 23 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 4 月頃から 23 年 9 月 1 日までの期間、A 事務所に在籍し、B 所 (C 所) 及び D 所 (E 所) で駐留軍の F 業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。定年退職した同僚の氏名を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する、申立期間当時、共に A 事務所で勤務していたとする同僚の証言から、申立人が同事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、駐留軍従業員については、昭和 23 年 7 月厚生年金保険法の一部改正 (昭和 23 年法律第 127 号) により、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用されるものとして、24 年 4 月 1 日から同法の適用を受けるものとなり、加入手続が行われることになった。

また、A 事務所は昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、上記同僚のオンライン記録によると、当該同僚は申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月頃から25年9月頃まで  
② 昭和26年4月頃から27年3月1日まで  
③ 昭和27年9月25日から28年8月1日まで  
④ 昭和32年8月1日から34年3月頃まで

申立期間①について、私は、I地区にあるA社に昭和23年5月頃に入社し、B業務を行い、25年9月頃に離職したが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②について、昭和26年4月頃にC地区にあるD社に先に勤務していた同僚に勧められ、同社に入社し、住み込みでE業務を行い、27年3月頃に離職したが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間③について、昭和27年3月頃に上記の同僚に勧められ、F社に入社し、住み込みでE業務を行い、28年7月頃に離職したが、27年9月25日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっており、一部期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社はG業務を主に行っていた記憶もある。

申立期間④について、昭和28年8月1日にH社に入社したが、友人から仕事を手伝ってほしいと言われ、1年程度で同社を離職した。その後、再び、同社に再就職し、2年程度働いたがこの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①から④までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の記憶するA社の所在地や事業主の姓と、同社に係る商業登記簿謄本に記載されている所在地及び代表取締役の姓が一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社の代表取締役も当該期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しているものの、生年月日が不明であるため、その同僚を特定することができず、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、D社の所在地や、入社する際に同社を紹介してもらったとする同僚の氏名を記憶しており、同社における業務内容についても詳細に記憶している。

しかし、オンライン記録から、上記同僚は、当該期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者資格を有する複数の同僚に対して申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主も所在不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、昭和27年3月頃に申立期間②と同様に同僚に勧められ、F社に入社し、28年7月頃に離職したと主張しているが、オンライン記録から、この同僚は、当該期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる上、既に死亡しており、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者資格を有する複数の同僚に対して申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の現在の事業主から当時の状況は不明であるとの回答を得ており、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が

昭和 27 年 3 月 1 日に資格取得し、同年 9 月 25 日に資格喪失をした記録しか見当たらず、これは厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日の記録と一致している。

申立期間④について、申立人は、昭和 28 年 8 月頃に H 社に入社し、1 年程度で同社を離職した後、再び、同社に再就職し、2 年程度働き、同僚の名前も記憶していると主張している。

しかし、オンライン記録によると、上記同僚は連絡先が不明であることから、H 社における申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、H 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者資格を有する複数の同僚に対して申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、H 社は平成 12 年 11 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 6357

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月から 12 年 7 月まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、ねんきん定期便の標準報酬月額と実際の給与支給額が異なる。給与が下げられたことは無いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る申立期間の給与明細書に記載された報酬月額（給与総額）は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、上記給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 6358

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 5 月末まで A 社で正社員として勤務し、事務の仕事をしていた。ところが、ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の給与明細書等はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。」と回答している。

また、同僚は、「申立人は正社員ではなく、アルバイトだった記憶があり、勤務期間も短かった。私が社会保険の手続を担当していたが、正社員以外は加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を縦覧調査したところ、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。